「販売預託」は原則禁止!!
自社の事業・スキームを要チェック!!

消費者庁

令和6年6月時点版

販売預託（はんばいよたく）とは？

例えば下図のように、①事業者が商品を販売して、②消費者が代金を支払うとともに、③事業者にその商品を預けて、④預かった商品を事業者が運用（第三者に貸し出すなど）することで⑤利益を発生させ、⑥その利益の一部（配当金）を消費者に還元する取引を指します。

しかしながら、こういった取引は、実際には「配当金が予定よりも支払われない」といったトラブルが発生していることから、預託等取引に関する法律（預託法）等により、厳格に規制されています。

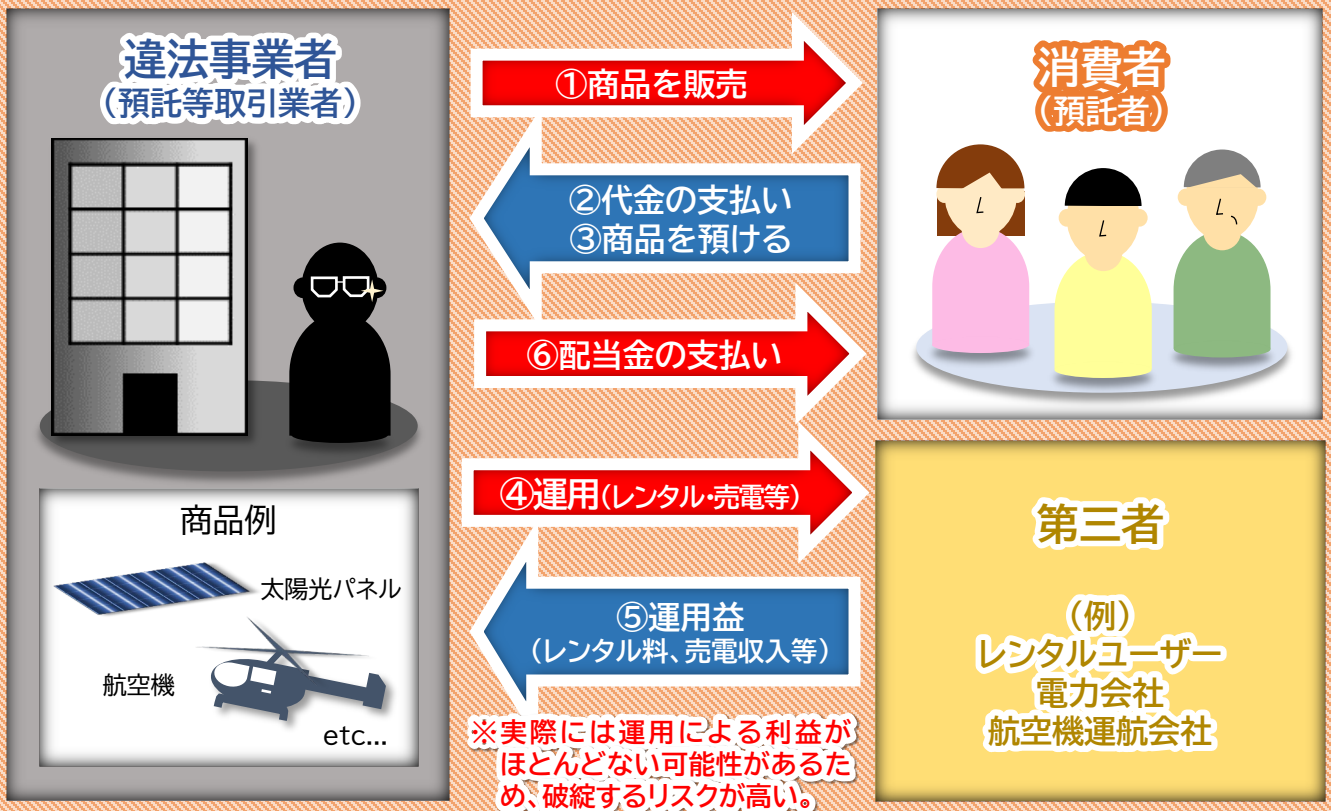

事業者の方へ

- 改正預託法の施行（令和4年6月1日）以降、預託法上の販売預託に該当する取引を行うことは原則として禁止となりました（預託法第9条第1項及び同法第14条第1項）。
- 内閣総理大臣の確認を受けずに当該取引を行った場合、以下の行政処分及び罰則の対象となります。

行政処分	罰則
取引停止命令、措置命令及び業務禁止命令	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（法人の場合は5億円以下の罰金）

- 現行の事業スキームや開業予定のスキームが販売預託に該当する可能性がある場合は、消費者庁ウェブサイト上に掲載の「預託等取引に関する法律の定義規定等に係る考え方（通達）」をご確認の上、速やかに消費者庁（03-3507-8800）へご相談ください。